

# 看護専門学校

## 1. 施設の概要

施設の名称	看護専門学校		
所在地	四国中央市中之庄町 1684-3	所管課	医療対策室
設置年月日	平成9年4月1日	建物構造	鉄筋コンクリート造4階(一部2階)建
延床面積	3,273.75 m <sup>2</sup>	敷地面積	4,500 m <sup>2</sup>
設置目的	<p>看護専門学校は、保健師助産師看護師法及び学校教育法に基づく看護師の養成機関として看護に関する専門的知識及び技術を受け、看護師として社会に貢献し得る人材を育成することを目的に設置された施設である。</p> <p>県下の二次保健医療圏のうち、唯一、看護師等養成所のなかった宇摩圏域の看護師不足を解消するために、地元の強い要望を受けて開設された。</p>		
現状及び課題	<p>全国的に看護師不足が深刻化する中、平成9年度の開設以来、これまでに226人の卒業生を輩出し、うち148人が県内の医療機関等へ就業しており、地域の保健医療の充実に一定の効果을上げている。現在も当校が宇摩圏域唯一の看護師養成所であることから、引き続き当校に寄せる地元の期待は大きいものと考えられる。</p>		

## 2. 事業等の状況及び施設の運営コスト

### (1) 入学者等の状況

(単位：人、倍)

学 科	区 分	15年度入学	16年度入学	17年度入学	18年度入学	19年度入学
看護学科	受験者	128	122	96	98	64
	合格者	30	30	30	30	30
	倍 率	4.3	4.1	3.2	3.3	2.1

### (2) 卒業生の状況

(単位：人)

区 分	14年度卒業	15年度卒業	16年度卒業	17年度卒業	18年度卒業
就 職	24	24	25	29	27
	県 内	19	16	14	19
	県 外	5	8	11	10
そ の 他	2	3	1	5	2
合 計	26	27	26	34	29

## (3) 施設の運営コスト

(単位：千円)

区 分	14 年度	15 年度	16 年度	17 年度	18 年度
収 入 ( )	6,515	6,581	7,035	8,927	11,520
授 業 料 等	6,490	6,552	7,014	8,908	11,490
行政財産使用料	9	9	9	9	9
そ の 他	16	20	12	10	21
支 出 ( )	119,873	123,794	126,857	133,589	121,958
人 件 費	94,192	100,545	98,691	106,660	96,028
管 理 運 営 費	25,681	23,249	28,166	26,929	25,930
収 支 ( - )	113,358	117,213	119,822	124,662	110,438

人件費（県正規職員分）については、県職員の平均給与額により算出

## 3. 検討結果

看護専門学校は、県下の二次医療圏域のうち、唯一看護師養成所のなかった宇摩圏域の看護師不足を解消することを目的に、地元からの強い要望を受けて平成9年4月に開設され、これまでに226人の卒業生を輩出してきたところである。

本県の看護師の需給状況については、平成18年1月にまとめられた「愛媛県看護職員需給見通しに関する報告書」によると、平成18年には223人、平成22年には345人の供給不足が予想されているほか、全国的にも平成19年1月に日本医師会が発表した「看護職員の需給に関する調査」の結果によれば、看護師不足は深刻な状況であり、「看護師養成施設」の必要性は認められる。

しかしながら、当施設は「宇摩圏域の看護師不足の解消」を期待されているにもかかわらず、卒業生のほとんどが圏域外で就業しており、現在も県内の他の圏域と比べた人口あたりの看護職員数が少ない圏域であることに変わりはなく、圏域内の看護師不足の解消への貢献度は低いと言わざるを得ない。

また、県内には既に、当校と同じ機能を持つ3年制の看護師養成施設として、国立病院機構、日本赤十字社のほか、医師会や医療機関を運営する財団法人によって設置・運営されている施設が5施設あり、さらに平成19年4月には、民間が運営する4年制の専門学校を含む2施設が開設されるなど、県以外による多くの看護師養成施設が設置・運営されている。

このようなことから、県が今後も、主に宇摩圏域を対象とする看護師養成施設を引き続き設置・運営していくだけの必要性は乏しいものと考えられる。

一方、県では、高度化・複雑化する医療ニーズに的確に対応できる高い専門知識や資質を備えた看護職員を養成することを目的に、4年制の医療技術大学を設置・運営しているところであり、「看護師養成」という点では両者の機能の重複が見られることから、こうした環境の変化や厳しい財政状況も踏まえ、県としては県下全域を対象としたより高度な人材育成に注力し、県以外によるサービス実施が可能な部分については積極的に他団体等に委ねるべきであると考えられる。

以上のように、看護専門学校については、県が公の施設として設置する必要性は乏しいが、現下の深刻な看護師の供給不足の状況から、看護師養成施設の必要性は認められることから、当校は看護師養成施設の運営に関し十分なノウハウを持つ団体等へ譲渡するのが適当と考える。

ただし、譲渡先が見つかるまでの間は、県直営で運営を継続せざるを得ないことも付言する。